

第五十五回國會衆議院石炭對策特別委員會議錄

昭和四十一年五月十一日(木曜日)

午前十時四十八分開讀

卷之三

委員長
多賀名眞和二
理事 神田 博君

理

三

田原正所

二
百

五月十一日

の補欠と
の指名で

五月十日

石炭産業の安定等に関する請願外二件（田畠金光君紹介（第九九五号）は本委員会に付託された。

連合審査会閉会申し入れに関する件
石炭鉱業再建整備臨時措置法案（内閣提出第五
八号）

本日の会議に付した案件

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第七号

昭和四十二年五月十一日

○多賀谷委員長 これまでの会議を開いてあります。

この際、連合審査会の開会申し入れに關する件についておはかりいたします。

ただいま大蔵委員会において審査中の内閣提出、石炭対策特別会計法案が、本委員会といたしましては石炭政策を推進するためにきわめて深い関係を有する法案でありますので、この際、大蔵委員会に同法案について連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたします。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、大蔵委員長と協議の上、公報をもつてお知らせすることといたします。

三原朝鶴君。

○三原委員 議題となつております石炭鉱業再建整備臨時措置法案の内容について御質問申し上げます前に、その基底になります一般的な問題について質問をいたしたいと思いますが、本年度の政府の石炭施策は、その経過なりその規模、その制度というような立場から見てまいりますと、私から政府は抜本的な自立安定対策の成果としてこうしたものを出されたということになります。一つの画期的な施策だとも考へるものでござります。れば、私はそれ自体に一つの大きな問題を残しておると考へるものでございます。

抜本的な自立安定のための石炭政策の路線としては、大別いたしまして一つは経理あるいは經營と申しますが、そうした改善の対策、あるいは需要確保対策、そろそろ二つの路線に分けて考えることができます。第一の経理改善対策という立場から見てまいりますと、四十年末の審議会の中間答申におきましては、四十二年を待たずしてそうした石炭に対する一つの再建対策というようなものを実施するということで、企業いたしましては大きな期待を持ったことを見ておつたと思ひのございまして。しかし現時点に立つて私どもは石炭産業の立場を検討してまいりますと、言われておりますところによれば、二千三百億の赤字がある。その中には異常債務として一千八百億というようなことが言われておるわけでございます。それに対しても一千億の今回出されております債務の肩がわりといふことになるわけでございますが、それがはたしてそうした抜本的な対策となつて企業の再建が可能であるかどうか、経理面がはたして改善されるかどうかといふようなことを、私どもはこの時点に立つて考えてまいりますと、いろいろ問題点が出てまいるわけでございます。

まず現在問題になつております貯炭の問題をかかえておるわけでございます。それからくるいろいろな經營上の問題もあるわけでありますし、また将来は賃金の上昇といふようなものも考えられてくる。あるいは物価、電力その他の公共料金の値上がりの問題、あるいは年金制が実施されますれば、それに対しまして負担増の問題等があるわけでございます。なおまた将来の経営面から見てもまいりますと、採掘条件がだんだん悪くなつてまいりと、いうような事情もある。あるいは労働事情必ずしも楽觀を許さないという事情下に置かれておる。生産の面から見ましても、その向上と

いうものは二つの限界があるのでないかと。よくなことも考えられてくるわけでござります。そういうものに対処して、一千億のそうした肩がわり資金の問題ばかりではなく、政府においては安定供給金の制度でござりますとか、坑道掘削の補助あるいは炭層探査の補助等が打ち出されておるわけでございますするけれども、そういたして再建整備にこの対策がなり得るかどうかなかなかござるまい。いよいよ問題について、きわめて憂慮をござるまではあるけれども、なかなか得ない石炭企業の現状を考えられるわけでござります。

なおまた需要確保の問題におきましても、これは先般来石炭局を中心にして公営企業局あたりとともに非常に御努力の払われたとともに承知をしておるわけでございます。しかし一般炭の一般部門向けの需要関係といふようなものは急速な減少をいたしておりますというような状態にもあるわけでございます。なおまた、石炭の需要構造なり供給構造といつたようなものに非常な問題がわが国ではあるわけでござりますが、そういうようだます問題等を考えまいりますると、私は将来の需要關係においても楽觀を許さない状態があると思うのでござります。特にこうした点には私は強力な推進が必要であると思いますけれども、どちらかと云ふと、現在におきましてはそりした政策需要の面におきましておきわめて弱い力でやらなければならぬと、いうような現下の事情下にあるわけでございまして、こういう点から私は、今回のこうした法案が上程されたりますけれども、石炭事業の将来については非常に憂慮するものでござりまするが、こうした立場に立つて通産当局はいかなるお考えを持つておられるか、御所存のほどを承りたいと思います。

○井上(亮)政府委員 ただいま三原先生から、石炭鉱業の現状、特に石炭鉱業が今日当面しております苦境の問題につきまして、詳細かつ的確に御指摘なされたわけでございますが、これらの諸点につきましては、私ども全くそのように考えております。たゞ少し私どものほうの今後の抜本策の実施とその後の石炭産業につきまして、一言お答えさせていただきたいと思います。

御指摘がありましたように、今日の石炭鉱業の苦境を端的にあらわしておりますのは、確かに経理の状況がきわめて悪化しておりますというようなことになるわけでございますが、この原因は、御指摘になりましたように、石炭鉱業は過去数年にわたりまして、他産業に類例を見ない大きな合理化策を遂行してまいりましたが、石炭鉱業の他産業と違う点としまして、やはり老朽石炭鉱の閉山といふような施策を相当強力に推し進めてまいりましたために、退職金だけでもここ数年間に一千億以上の支出をしておる。これは本来収益から支払べき筋合になつておりますが、最近の石炭鉱業では、これがなかなか収益から払えないということがから、資産処分等をしてまかないと、さらに足りない点は金融機関からの借り入れというような形を通じてまかなくてまいったわけでござりますが、そういう過程から、今日累積赤字だけでも千億にのぼる累積赤字をかかえておりますし、債務につきましても、三原先生御指摘のように二千億以上の債務をかかえておるわけでござりますが、その中に少くとも私ども一千億以上は異常なものではないかというふうに考えております。

ただいまの政府に対する答申を受けまして、昨年八月に今後の石炭政策についての閣議決定をいたしましたわけでございますが、その助成策の中にも、ただいまのような事情から発生した累積赤字、異常債務についての元利均等償還方式による、いわ

ば一種の肩がわりといふ措置を実行いたしたわけでございまして、今度の予算にもこれが計上されおりました。たゞ少し私どものほうの今後の抜本策を端的にあらわしておりますのは、確かに経理の状況がきわめて悪化しておりますというようなことになるわけでございますが、この原因は、御指摘になりましたように、石炭産業は安定をいたしません。どうしてそのほかに何らか合理的な助成手段がありませぬと立ちいかない現状でございますので、なおそれをもつてしてもできない企業については、安定給付金を一定額支払うといふような政策も現にとつておりますし、それからさらに坑道掘進につきまして補助制度を本年度から導入するというようないいした資金経理面に対します助成策を講じますと、実は今日各社の再建計画といいますか、今後の長期計画について個別的にただいま政府におきまして検討している段階でござりますので、これががどうなるというところで今日お話し申し上げられないわけでございますが、一応私どもが全部の企業について一次説明的に当たったところによりますと、大体これららの施策をもつてしますならば、今後企業——労使の努力とも相俟らまして、大体昭和四十五年ごろになりますと、過去の異常なものにつきましても償却が相当程度進みますので、だいぶ身軽な姿勢になりますので、何とか大半の企業についてはやつていただける体制がとれるのではないかというふうに考えております。

ただ、これまた三原先生から御指摘がありましたが、たゞ少くとも私ども一千億以上は異常なものではないかといふように二千億以上の債務をかかえておるわけでござりますが、その中に少くとも私ども一千億以上は異常なものではないかといふように考えております。

○三原委員 いまのお話で、通産当局自身非常に楽観をしておるということではないと思ひますけれども、昭和四十五年ごろには一応大勢としては各企業体が自立、安定できる自信があるといふようございまして、特に今後の政策として、私は一番大事な問題は経理改善をすることながら、今後需要確保の点について格段の努力をしませんと、やはりこの政策の柱になつております五千万トン出炭体制といふものもくずれるわけでございます。

そういうような点から、御承知のように、政府におきましては、昨年石炭鉱業審議会の抜本策についての政府に対する答申を受けまして、昨年八月に今後の石炭政策についての閣議決定をいたしましたわけでございますが、その助成策の中にも、ただいまのような事情から発生した累積赤字、異常債務についての元利均等償還方式による、いわ

ば少くなつていい傾向にございます。それから三ヵ月間かかるで計画案が出される。それを検討されますので、この需要確保につきましては、新規需要をさらに強化してこれを中心として確保に努力しておられます。現在の石炭産業の事態は、そうしたじんもそのほかに何らか合理的な助成手段がありませぬと立ちいかない現状でございますので、なおそれをもつてしてもできない企業については、安定給付金を一定額支払うといふような政策も現にとつておりますし、それからさらに坑道掘進につきまして補助制度を本年度から導入するというようないいした資金経理面に対します助成策を講じますと、実は今日各社の再建計画といいますか、今後の長期計画について個別的にただいま政府におきまして検討している段階でござりますので、これががどうなるというところまで今日お話し申し上げられないわけでございますが、一応私どもが全部の企業について一次説明的に当たったところによりますと、大体これららの施策をもつてしますならば、今後企業——労使の努力とも相俟らまして、大体昭和四十五年ごろになりますと、過去の異常なものにつきましても償却が相当程度進みますので、だいぶ身軽な姿勢にもなりますので、何とか大半の企業についてはやつていただける体制がとれるのではないかといふように考えております。

ただ、これまた三原先生から御指摘がありましたが、たゞ少くとも私ども一千億以上は異常なものではないかといふように二千億以上の債務をかかえておるわけでござりますが、その中に少くとも私ども一千億以上は異常なものではないかといふように考えております。

○井上(亮)政府委員 ただいま重ねて三原先生から御指摘がありましたように、今後の石炭産業は必ずしも楽観を許さないといふお説でござりますが、基本的には私もそのように考えておりまして、政府といつましても決して楽観をしているものではありません。先ほども申しましたように、なおこの特別会計をバックボーンとしたまま、昭和四十五年ごろには一応大勢としては各企業体が自立、安定できる自信があるといふようございまして、今後の石炭産業に對処してまいりたいといふふうに考えております。

○井上(亮)政府委員 ただいま重ねて三原先生から御指摘がありましたように、今後の石炭産業は必ずしも楽観を許さないといふお説でござりますが、基本的には私もそのように考えておりまして、政府といつましても決して楽観をしているものではありません。先ほども申しましたように、なおこの特別会計をバックボーンとしたまま、昭和四十五年ごろには一応大勢としては各企業体が自立、安定できる自信があるといふようございまして、今後の石炭産業に對処してまいりたいといふふうに考えております。

このふえることと、それからさらに今度大蔵省との折衝で獲得しました原重油関税收入に限らないで、一般会計からの繰り入れもこの特別会計で認めるといふふうな制度に相なつておりますので、こういった財源的な、財政的な体制のもとに、今後やはりきめこまかに、また有効適切な施策をやつていかななければならぬといふふうに考えております。必ずしも樂観はいたしておりません。しかし私は各個別企業について今後の長期の計画を見ましたときに、こういった政府の施策と相待つていけば、少なくとも昭和四十五年度には

相当改善されていくといふうに確信をいたしておるわけでござります。

それからなお御指摘になりましたように再建整備計画、ただいま私ども実はこの法律を審議していただいておりますと並行いたしまして、実はこうしたの一年ぐらいから各個別企業につきまして、石炭鉱業審議会の經理審査会といふ中立委員をもつて構成しております個別企業を検討する機関があるわけでござますが、これの幹事会を四月以降開きまして、一月からはいろいろ企業独自で御検討いただきまして、この幹事会としましては四月以降個別企業があたつていろいろ法案審議と並行させていただきて検討いたしておるわけでござりますが、法案がもし成立了ならば、私どもは直ちに石炭鉱業審議会を開きまして、この法案に盛つてあります再建築計画の認定のための正式な審査をいたしたい。それができるようになります。したがいまして、下期といふような体制がとれますように今後努力していく所存でございます。

それからなお、今後の石炭につきましては、特に

一般炭につきましては、重油との競争がやはり大きな問題になるわけでございまして、その点について重油価格の見通し、石炭価格の見通しはどうなのかという御質問でございますが、御指摘のよございまして、将来の重油価格の低落傾向についてまだ数字的に確たる定説はございませんけれども、少なくとも今日まで重油価格は下がる一方でございまして、たとえば昭和三十四年度、ちょうど石炭鉱業にとりまして千二百円引きを実施した昭和三十四年度におきましては、重油の価格はキロリットル当たり九千五十円であったものが、逐年相当大幅に下落いたしまして、昭和三十七年を境に、三十八年には七千を割るような状態にまでなっております。さらにその後におきましても逐年下落の傾向をとりまして、今日では六千八百

円とか六千五百円といふうな地域によりましては六千円をかすかす程度のこともあるようでございまして、石炭の価格につきましては、御承認のようすに昭和三十八年まで千二百円引きを続けます。その引取ります石炭価格と、それから電力業界が買います重油との価格差も、石炭のトン当たりにいたしますと、揚げ地におきまして千百円ぐらい

とございましたが、自後石炭価格は横ばいといふことになります。

ことにいたしておりますので、たとえば電力業界

の負担増対策を講じておりますので、今後この重油の価格差が出てきておるというようなことでございまして、私どもとしましては、そういう状況下に電力に政策需要で引き取つてもらいます場合に負担増対策を講じておりますので、今後この重油の価格はやはりもう少し下がるんではないかといふ見通しが一般に行なわれております。したがいまして、こういう状況に対処して、私どもとしましてはこれが結局大きくな何といいますか、電力、鉄鉱については政策需要とすることがありますけれども、一般産業とかあるいは暖房用につきましては、この点がやはり場合によりますと予想を上回つて、石炭の需要が減るという危険性がござりますので、そういう状況を見ながら需要確保に努力してまいりたいというふうに考えております。

それから私一千億と申しましたのは、これは

石炭鉱業審議会が答申に際しまして、いろんな角

度から石炭産業の過重負担といふものについて検

討を加えたわけでござりますが、検討を加えます

際に一つの角度では、実質累積赤字が今日どの程

度あるかという検討でござります。その累積赤字

につきましては、これはおおむね一千億程度ある

といふ認識、それからもう一つは開山合理化費用

が異常にかかつたわけでござります。この費用負

担がどの程度かかったかということでござります

が、これは取り方によりますが、千四百億ぐら

いにのぼる計算のようありますし、それを非常に

シビアに整理しますと、計算によりますと千

二百億ぐらいになる場合もござります。いずれに

しましても千億をこえているような状況でござい

ます。そのうち一千億相当が退職金相当の金額になつております。そのほか借り入れ残高等につきましても検討を加えるとか、いろんな角度から検討いたしまして、おおむね千億程度は、少なくとも石炭鉱業としていかんともなしがたき重荷である。この重荷をショットまで今後の再建計画に取り組みますときには、金利負担が年々増大してまいりますし、同時に金利負担の重荷は、大手にいたしては大体トン当たり四百円程度の重荷になつておりますし、それから、これがさらに年々赤字を加えていきますと、さらにもまたそれが過重な負担になつてくるといふようなおそれがあること、それからなお、これだけの異常債務をかかえていきますと、市中金融機関はほとんど全くと言つては、この点がやはり場合によりますと予想を上げて、石炭の需要が減るという危険性がござりますので、そういう状況を見ながら需要確保に努力してまいりたいというふうに考えております。

○三原委員 次にお伺いをいたしたいのは、いまお話をございましたように、一定の施策財源のもので、石炭企業としては情勢変化に対処して、十五年度ころまでには自立できる体制に努力されるとあります。しかし、今回政府としては限界に達する一

度あるかないかといふ期待をいたしておるわけでございまして、たとえば昭和三十四年度、ちょうど

石炭鉱業にとりまして千二百円引きを実施した

昭和三十四年度におきましては、重油の価格は

キロリットル当たり九千五十円であったものが、

逐年相当大幅に下落いたしまして、昭和三十七年

を境に、三十八年には七千を割るような状態にまでなっております。さらにその後におきましても

逐年下落の傾向をとりまして、今日では六千八百

円とか六千五百円といふうな地域によりまして

お六千円をかすかす程度のこともあるようでございまして、石炭の価格につきましては、御承認のようすに昭和三十八年まで千二百円引きを続けます。

そこで私どもは、そうした絶縁的な立場に立ち、長期的な計

画に立つて、石炭産業を伸ばしていくといふよう

な構想を持つべきではないかと思うのでございま

すが、これに対する御意見を承りたい。

○井上(亮)政府委員 御指摘のように、今日の石

炭産業は、どちらかといいますと、石炭鉱業に対

する事業の会社が多いわけございまして、兼業

部門を開拓しておる企業は比較的少ないわけでござ

ざいます。しかし、ここ数年来、傾向といたしましては、ただいま三原先生から御指摘がございましたように、石炭鉱業としては単に石炭鉱業のみにたよって経営をしているというのではなくて、広く関連産業にまで開拓をいたしまして、その収益で石炭鉱業の維持をはかるというような意欲のある企業も中にはござります。たとえば、ある大手の企業におきましては、半分は石炭鉱業の売り上げ、あとの半分は他の部門の新分野の開拓による収益、売り上げというようなことをいたしておりますが、これは超大手の一つでござります。石炭についての自産炭収支では相当の赤字でございますが、他の分野の利益を入れましたために、純損益ではこの石炭部門の自産炭の大幅な赤字を相当薄めておるというような例もござります。石炭についての自産炭収支では相当地上り上げます。石炭についての自産炭収支では相当地上り上げます。

石炭産業を再建するということは、私企業の体制下でこれを達成することがやはり本則でござります。

業それ自体が私企業のメリットを最大限に發揮をする自主的な体制が必要だと私は思ふ。したがつて、いろいろな経理規制等が角をためて牛を殺す

よろな結果にならないよう、あくまでも受け身の態勢から積極的に石炭産業自体が自立安定する

こと

がおっしゃいましたような意味の方向について、特にチエックするわけではございません。そういう意味でござります。

○三原委員 いま御意図が一応わかりました。もちろん国の援助資金というようなものが石炭再建以外に使用されることは厳に禁止されることはあるわけでございますが、重ねて申し上げます。

石炭産業を再建するということは、私企業の体制下でこれを達成することがやはり本則でござります。そういうことでござりますが、まず基本的には、私ども大手企業と中小企業とに差別をして考

えます。そこで、私どもが私企業のメリットを最大限に發揮するための経理規制等が角をためて牛を殺すよろな結果にならないよう、あくまでも受け身の態勢から積極的に石炭産業自体が自立安定する

こと

がおっしゃいましたような意味の方向について、特にチエックするわけではございません。そういう意味でござります。

○井上(亮)政府委員 大手と中小に対する対策の問題でございますが、まず基本的には、私ども大手企業と中小企業とに差別をして考

えます。そこで、私どもが私企業のメリットを最大限に發揮するための経理規制等が角をためて牛を殺すよろな結果にならないよう、あくまでも受け身の態勢から積極的に石炭産業自体が自立安定する

こと

がおっしゃいましたような意味の方向について、特にチエックするわけではございません。そういう意味でござります。

○三原委員 いま御意図が一応わかりました。もちろん国の援助資金というようなものが石炭再建以外に使用されることは厳に禁止されることはあるわけでございますが、重ねて申し上げます。

ただ、政策適用の際に、資源産業の保護とい

うような見地が、石炭の五千万トンの維持とか、安定供給の責任とか、あるいは国の経済全体から見て、そ

う

がおっしゃいましたような意味の方向について、特にチエックするわけではございません。そういう意味でござります。

う

うかと思ひますけれども、しかし私は将来のそ
うした株式所有者の問題等を考えてみると、やは
り大きな事業経営の面から一つの心配が出てくる
わけでございます。そうした配当面について特に
考慮しておられるかどうか、そういう点について
伺いたい。

次は、異常債務の肩がわりについて財政資金は
を見ることになつておるわけですが、政府
資金は全部利子を見る。市中については三分なり
三分五厘を打ち切るというようなことにもなつて
おるわけでござります。市中銀行への保護が少な
いということにもなるわけであります。将来そ
ういう点について市中銀行からの金融といふよう
なものに支障を生じてきやしないかといふよう
なことも予想されるわけでござります。

その二点についてお伺いをして私の質問を終わ
りたいと思います。

○井上(亮)政府委員 まず御指摘の第一点は、石
炭鉱業について配当についてどう考えるかとい
うことになりますが、まず一般論として、再建
整備法に基づきまして再建整備計画を認定されて
元利補給契約を結びました会社と、それから特に
経理状況が悪くなくて累積赤字もない、今後もあ
る程度の収益は継続得るという企業と二通りあ
るかと思います。この再建整備法の適用にならな
い企業につきましては、配当についての特別の制
限は考えておりません。ただ御承知のように今回
の再建整備法でなくして数年前に国会の御承認をい
たぎました石炭鉱業経理規制法といふのがござ
ります。この経理規制法に基づく監督は、配当
につきましてはございません。ただし石炭鉱業経理規制
法に照らしての監督はいたします。

それからもう一つ、再建整備法の適用を受ける
企業でございますが、これにつきましては、そも
そも再建整備法の適用を受けます企業は、これは

過去に異常な累積赤字があるとかあるいはそれに
類する異常債務があるとかいうような場合に再建

整備計画をつくりました。だからという組みにいた
しておりますので、やはりこれは、この適用企業
については今後配当をされるということは比較的
少ないのでないか、あまりないのでないかと
いうふうに考えております。と言ひますのは、過
去の相当な累積赤字を今日かかえておるというよ
うな企業が大部分でございますので、配当の問題
は比較的少ないかと思います。

しかしここでいっておられますのは、肩がわりを
受けている途中に全然配当を認めないという趣旨
でもございません。ここでいっておられます、特に
第九条あたりで元利補給契約の解除の中の二項で
ござりますが、第二条第一項の基準に該当しない
こととなつたときには補給契約を解除するとい
うことになりますが、こういったものは結
局自主的な健全経営を目指した財務で判断をい
たしますので、通常の会社経理の見方でなしに実
質上の配慮、積み立てべきものは十分積み立てさ
せるというような面から見ての、何といいます
か、異常債務がなくなつたかどうかといふような
判断をいたすわけでござりますので、再建企業に
なつた場合には、今後十年間全部配当できな
いというわけでもございません。ただししかし、それ
は十分にやはり企業の財務内容を健全化した上で
配当していただきたいというふうに考えておるわ
けでござります。

それからもう一点、金利の問題でござります
が、これは元利均等償還契約になるわけですが、
その元利の利のほうでござりますが、政府関係に
ついては六分五厘を均等償還の対象にし、市中金
融機関については五%だけを対象にするという点
についての御指摘でございますが、政府について
は、これは当然、もしここで元利均等償還しな
ければ、別の手段で政府は一般会計から補てんを

しなければいかぬというような関係がござります
ので、利子全額取り上げたわけでござります。市
中銀行につきましては、これは金利は通常八分三

厘とか八分五厘とかいろいろケースによって違
います。

今度の再建整備の臨時措置は井上局長の野心的な
施策とも言えるんじやないか。この施策によつて
石炭鉱業が再建し得るという確信を井上局長は
持つておられるか、まずその点をあなたにもひと

つの基本的な問題について一応お尋ねをしてみたい
と思います。

○井上(亮)政府委員 先ほど三原先生の御質問に
も関連いたしまして、ある程度お答えいたしました
がござりますが、重ねての質問でござりますの
で、私の考え方を申し上げさせていただきたいと
思います。

石炭鉱業が今日不況にあることにつきまして
は、諸先生御指摘のとおりでございまして、基本
的には私も楽觀したり氣をゆるめたりしている筋
合いではございません。今後ともやはり昨年の八
月の閣議決定を一つの大きな基本的な柱としまし
て、あれ以上の努力をしていきませんと、石炭鉱
業の安定といふのはあるいは必ずしも期しがたい
といふように考えております。しかし、御承知の
とおり、私どもは全銀協とも回目にわたつて折衝をいたし
て金融協力をしていただけるもの、またしていた
ままで、今日では一応了承さしておるわけでござ
います。これだけの措置をするわけでござります
ので、私どもとしては市中金融機関は今後この法
律が通りました暁においては、当然石炭鉱業に対
して金融協力をしていただけるもの、またしていた
だくように、私どもも協力を強く要請する所存で
ござります。

○三原委員 終わります。

○多賀谷委員長 中村重光君。
○中村(重)委員 きょうは大臣は午後もだめなん
ですか。
○多賀谷委員長 午後もだめ。バナナ事件があり
ますから、それで足をとめられちゃつたのです。
ですから、基本の問題は残して、細部だけ質問を
願います。

○中村(重)委員 基本問題について大臣に質問し
ますから、それで足をとめられちゃつたのです。
ようでありますので、その際に基本問題について
はお尋ねすることにいたします。
石炭局長にお尋ねをしますが、石炭局長は石炭
の井上といわれるくらい石炭鉱業の再建につい
て、きわめて精力的に取り組んでこられたわけで
けられたわけでございまして、一応私としまして

は、昨年の八月の閣議決定に盛られておりますよう、諸対策が実施されますならば、やはり将来の石炭鉱業は安定していくのではないか、またいかべきであるというふうに考えております。

今後の政策の柱になりますものは、何と申しますても、ことしから国会の御審議を受けて御了承いたぐる特別会計の新設、これがやはり画期的な措置であろうかと思います。この特別会計は原重油関税収入、これがまつすぐ入ってまいります。石炭対策がその國稅収入でまかなえない、不十分であるといふときには、一般会計もこれに繰り入れをすることができるというような体制ができるわけでございますので、これが今後の石炭鉱業に対する財源的な一つの大きな背景になるわけでございます。この財源を石炭鉱業の今後の再建と安定のためにいかにうまく使っていくかということが、私たちに課せられ使命ではないかといふふうに考えておりますが、政策の柱としましては、先ほども申しましたよう、やはり石炭鉱業が私企として今後やつていきますためには、今日このままの状況では全く立ち行かない現状であります。これを立ち行かせるための施策としては、やはり過去のこういった異常負債を解消するといふようなドライクリークな施策が必要でございます。この点につきましては、英國もかつて、「昨年だったと思いますが、四千億の棒引きを石炭特別会計で実施したわけでございます。日本では一千億でございます。これはちょうど出資として今後やつていきますためには、今日このございますが、そういう措置を講じたわけでござります。

この措置をとることが一つの施策でございます。

しかし前向きには坑内骨格坑道の近代化を進めていかなければならぬ、このことが保安対策上重要な要請でございますので、特に坑道掘進については補助制度をとつて、現在基幹坑道については四割補助ということにいたしておりますが、こういう制度が一応確立されたといふこと。それから

らこういう施策によつてもなお石炭鉱業の安定策としては、これが最後である、こういう結論的な、またこれで改善のための國の助成策としては、これだけの柱があることによって可能になつていくのではない。ただしかし、それでは閉山は一つもないかと云います。この点につきましてはやはり石炭鉱業は資源産業の常と云いますので、老朽炭鉱と申しますかあるいは戻量もないといふようなところにつきましては、これは今後とも閉山があるうかと思いますけれども、しかし相当優秀な戻量を長期にわたつて持つてゐるといふような企業について、私はこれだけの施策を前提にすれば、長期にわたつて十分やつていただけるといふふうに考えておるわけでございます。

ただ先ほども三原先生の御質問にお答えいたしましたが、たつた一つ私が特に今日心配し、将来施策を補完しなければいかぬと思つておりますのは需要確保の問題であります。これは石炭鉱業審議会が昨年答申を出しました当時の需要の見通しと一年立ちました今日の見通しでは、やはり一般炭の需要の問題につきまして、一般炭の政策需要ではなくて、一般産業向けの需要あるいは暖房用炭の需要の見通しが、もつと需要の減少の見込みが強いのではないかという傾向がありますので、こういった点についてはさらに政策需要の補充、拡充というよろんな点について努力しませんと、五千万トン体制の維持といふことはできないのではないかといふふうに考えておりますので、こういった助成策を今後講ずることによりまして、私は一応将来の安定は大多数の企業について、期し得るといふふうに考えております。

○中村(重)委員 いまのあなたの答申で、第一次答申、第二次答申、三度目の正直だ、そこで最後の石炭鉱業の安定対策としての答申を求めた、こうお答えになつたのです。そこで四十一年の七月二十五日の答申に最終答申とあるわけですね。この最終答申の意味は、いまあなたがお答えに

なつたように、もう石炭鉱業の安定策としてはこれが最後である、こういう結論的な、またこれで安定し得るという確信の上に立つて答申を求めたということになるわけですか。

○井上(亮)政府委員 最終答申といいますことは、昨年の七月に出されました答申は抜本策としては、中間答申に対し最終答申、こういう意味でございまして、これで政府の施策は終わりという意味ではございません。

○中村(重)委員 私もこの最終答申の意味は、いわゆる中間答申に対する最終答申であるという理解であったわけですが、あなたも三度目の正直でいわゆる最後の安定策であるといふお答えであつたので、この最終答申といふもそれを意味づけておられたかどうかと、さうことをきらかじめ伺つておきたかつたわけであつたの点はわかりました。それで、この最終答申といふもそれを意味づけておるのかどうかと、さうことをきらかじめ伺つておきながら、それらの点に対しても基本的には需要確保の問題であります。これは石炭鉱業審議会が昨年答申を出しました当時の需要の見通しとでござりますから、これらの方策を講じていくということにおいて石炭産業は安定し得るという確信の上に立つておられる。こういうことでもありますと、今後のお見通しがござりますと、今後は趨勢を見ますと、関税收入だけではなくなかなか見通しがござります。しかし、あるいは電気炉にいわゆる石炭火力を建設してもらいます場合の出資等もこの対象に入るといふことになつております。しかしそういふものを予算編成に際しまして、特に当初は産炭地振興対策とあるいは鉱害対策とかあるいは離職者対策等につきましては、これは特別会計の外で一般会計から当然の措置として見てもらいたいといふ要請をしたわけでござりますが、大蔵当局は、私が当初申しましたようなものを入れるかわりに、もし全体としての石炭対策で関税収入だけでは財源が足りないといふときには一般会計の繰り入れを認めますといふことに話合ひがなりまして、そういう前提で特別会計法が組まれておるわけでござります。

○井上(亮)政府委員 御指摘がありましたように、石炭対策特別会計の中には狹義の意味の石炭対策だけなしに、産炭地振興対策——産炭地振興対策といいましても、これは一言で産炭地振興といいますと非常に広い意味がありますが、この産炭地振興対策は特別会計の中では通産省石炭局が所管している予算のみ、こういふ話し合いになりました。な予算は全部要求する。そして必要な予算は大

蔵省の査定によつてつけてもらつたトータルが関税収入で足りないときには、その足りない分だけを一般会計から補てんして特別会計に入れて、加えたもので特別会計の規模をつくらる、そういうような形でございます。

○中村(重)委員 それでは法案の中身に入つてまいりますが、この措置によつて中小炭鉱といふものは実質的に対象となり得ないということになるのではないかと思ひます。あなたはどう考えますか。

労働者を確保できません。そういうこともあります。と思いまして、特に今年度から安定補給金制度をます中小からといふような意味でやつたわけでございます。なお、中小炭鉱にはそのほか坑道掘進補助等も、これは大手だけの施策ではございません、中小炭鉱にも当然筋どおり適用していくといふことにならうかと思ひますので、こういったことをしていくことによつて、先生も御指摘になりましたように、できるだけきめこまかに指導してまいりたいといふように考えております。

○中村(重)委員 再建整備計画の中に鉱区の調整

というのがあるのですが、この鉱区の調整といふものが、一番重要な問題であつて、指導してもなかなか成果があがつていませんが、成績だらうと私は思う。この再建整備計画の中に鉱区調整ということを掲げておるけれども、どの程度これに対し積極的な取り組みをしてとお考へになつてゐるのか。また、再建整備計画といふものの中において鉱区調整といふのはどの程度の比重

を占めるのか、その点はどうなんですか。

○井上(亮)政府委員 この点につきましては、合理的な鉱区調整については相当強い姿勢で断行しようといふ決意で臨んでおるわけでございます。実は、これは何も今回の再建整備計画についてだけやうという趣旨ではありませんで、実は、もう昨年当初以来、この鉱区調整については、私たちばかり石炭鉱業として従来のような考え方を捨てて積極的に鉱区調整に応すべきである——

鉱区を持つてゐるところが放す場合ですね、必ずやあるという指導をしてきました。昨年は、かつてない鉱区調整の実績をあげております。これは中小だけでなく、大手の懸案のこととも相当調整を行なつておる実情でございます。それから、経営者のほうも、従来なかなか鉱区調整は、石炭産業の将来の炭量確保とか、いろいろな意味で命綱のような感じがあつたのですから、この調整に応じなかつたわけですねけれども、最近は比較的協力的になつてきまして、たとえば、私たちが特に必要だから鉱区調整をお願いを

するという仲立ちをいたしました場合に、いままで断わられた例は大手の場合あまりないといふことがあります。なお、中小炭鉱にはそのほか坑道掘進も、必要な鉱区調整については当然一つの条件として取り上げていきたい。しかし、条件といいまして、当該企業、鉱区をもらいたいほうに条件をつけるというわけにいきません。やるほう、鉱区を譲渡するほうが問題になるわけです。そうなりますと、やはり適当な対価を払わなければいかぬといふようなこともありますので、そういう点も考慮して、なかなか当事者と話し合いつかぬ場合には、審議会の經理審査会で通産大臣の認定の前に御検討を詳細にいただきますので、そういう經理審査会の意見といふようなものをつけていただいて、そして私どもとしてもその線に沿つて指導するといふふたやう方でいきたいと、いうふうに考えております。

○中村(重)委員 私がお尋ねした点はその点なんです。もうほんうは問題じゃない。やるほうが問題だ。ところがもうほんうもやるほうも、これは当然再建整備計画の対象になるであろう。してみると、この計画の対象となるうとするならば、もちろんほんうもやるほうもその意味においては同じになつてくるわけです。いろいろ問題がある、むずかしいので、なかなか成功しない、しかしあなたの方がその努力は認めたのだ、成功はしなかつたけれども、この再建整備計画の対象にはしようとなつて、今年の問題では、鉱区の調整といふことになつてきたのでは、鉱区の調整といふものはなかなかうまくいくものではない。したがつて、この点はあなたのほうとしては再建整備計画の対象とするためにどのような態度で臨んでいくのかということをお尋ねしたのですが、一応の考え方はわかりましたから、その点はよろしいです。

そこでまた、通産省令で今度は基準といふものを定めていくわけですね。この基準の定め方といふものが、私はこの計画が成功するかしないかと、いうことに対する非常に重要なウエートになつて

くるのではないかと思うのでござりますが、その点に対してはどのようにお考へになつておりますか、具体的な考え方を明らかにしておいでいただきたいと思います。

○井上(亮)政府委員 この法律に関連いたしまして、いろいろな基準とかいろいろな措置を政省令

は第一に、通産省令で定める基準に該当するものは、規定が第二条の冒頭にあるわけでござりますが、これは要するに、再建整備計画をつくりたい、つくれて、いわゆる肩がわりの対象企業に

なりたいといわれます企業についての入り口の基準でございまして、これは二点との省令であります。第一点は財務状況についての基準でございます。第一は今後の採掘可能鉱量についての基準でございまして、これは二点との省令であります。第二は財務状況についての基準でございまして、これは二点との省令であります。財務の状況につきましては、これはかつて答申もありましたように、やはり今日まで累積の異常債務もあるいは累積の赤字もないと、

いふような企業については、国が特段の助成をすく必要もないわけです。もうかつて高率配当をしている会社にこういう特別の措置をするわけにいきませんので、そうでない企業といふような意味の内容、累積赤字またはこれに類する異常債務があるというような内容にいたしたい。

それから採掘可能鉱量は、一応私ども今日考へておりますのは、原則として十年以上の採掘可能鉱量がある、少なくともその程度のものはあると申しますのは、原則としてやはり若干の配慮をする必要があるうかと思ひますので、そういう場合にはこの原則を適用してやりたいと、うふうに考えております。

○中村(重)委員 財務の状況という点についても、累積赤字があること、状況はそれでわかるので、そこが財務計画といふのが必要になつてくれます。ところが財務計画といふのが必要になつてくれます。これが私は問題になると思う。財務計画といふことになつてくるわけですから、資金の問題なんかもこれで問題になるのではないか。いま労働者の賃金

を7%アップという形で計画が立てられている。ところが7%ということになつてくると、炭鉱の労働者の平均賃金からいたしますと、かりにことの賃金にいたしますと千八百円であります。それを対してわずか7%、千八百円のアップで炭鉱労働者に満足しうるといつたて、できよう相談しても、当該企業、鉱区をもらいたいほうに条件をつけた後でござりますと、やはり過重な労働、非常に環境の悪い条件の中で重労働をやつておる。それに對してわずか7%、千八百円のアップで炭鉱労働者に満足しうるといつたて、できよう相談ではございません。初めからそういう意味の財務計画といふことを考えておるとするならば、これ失敗をするといふことは明らかなんですね。だからその財務計画にいふところのいわゆる労使の関係、賃金であるとか退職金の問題であるとか、あるいは他の条件といふものがどういうことにあつて、今後の運用について誤りなきを期したいと、いうような考え方で練つておるわけでござります。たして、今後の運用について誤りなきを期したいと、いうような考え方で練つておるわけでござります。ただこれは決定いたしておりませんけれども、特にこの財務計画の中ににおける賃金問題については、今日の私の心境は法律の必要要件にしたまつたのは、これは中小炭鉱に対してやはり若干の配慮をする必要があるうかと思ひますので、そんたして、この点はあなたのほうとしては再建整備計画の対象とするためにどのように態度で臨んでいくのかということをお尋ねしたのですが、一応の考え方はわかりましたから、その点はよろしいです。

とはありましょけれども、少なくとも法律に基づきます計画としてはそりつた扱いのものにいたしたい。そうしませんと、あとでまたこれは先生から御指摘があるうかと思ひますけれども、いろいろ計画の変更問題が起つてまいつたり、変更もそれいかんによつてはまた勧告につながつたり、勧告を聞かなかつたときには元利均等償還契約は取り消すなんという手荒い措置も入つておりますので、それに資金問題をつなげたくないといふ配慮をいたしたいといふうに考えております。

○中村(重)委員 それは、つなげたくないといふ希望的なあなたのことではなくて、これは入れるべきじやない。参考資料として、これはまあわめて軽い意味の参考資料としては提出を求められることがあるであろう。しかし法定要件といふものからはこれは絶対にはすきなければならぬということ、その点が一つ。したがつて軽い意味の参考資料であるから、変更計画の場合、当然これは要件となり得ない。それでなければならぬと思ひます。

○井上(亮)政府委員 私も先生のお説のように運用してまいりたいと思います。

○中村(重)委員 この点は重要ですから政務次官もひとつお答えいただきたい。

○宇野政府委員 同様でございます。

○中村(重)委員 財務計画の中で、鉱害の問題であるとか一般債務の支払いの問題であるとかあることは、借り入れ金、こういったようないろいろな問題をお尋ねしたいのですが、時間もだいぶたつておりますので、簡単にこの点だけをひとつお答え願います。

いま私が申し上げた問題、財務計画の要件としているわゆる鉱害補償、一般債務の支払い、それから自己の借り入れ金の計画、そういうものがやはり件になつてくるのかどうかということ。

○井上(亮)政府委員 借り入れ金につきましては、これは一応の資金計画としての参考資料になると

思います。しかしこれは時々刻々——特に資金計画といふようなものの性格は貿易がふえたり少なくなつたり、いろんな時々刻々の経営の過程で変化していく性質のものでござりますから、そりたものは参考資料といふような扱いにいたしたいといふふうに考えております。

それから鉱害の問題も一応これは参考資料として鉱害の復旧計画、それから負担金はどういうふうに年々持つていくか負担していくかというようなことをとつていただきたい。したがいまして財務の計画につきましては骨組みのみの、つまり何といいますか、自産炭損益とか、純損益といふような形では一応はつきりするかもしれません、内容につきましては相当彈力性のある、しかし参考資料には一応その積算は出しております、そういう形のものにいたしたいと考えております。

○中村(重)委員 石炭鉱業審議会の中における經理審査会、これが重要な役割を果たす。認定は通産大臣がするけれども実質的にはこの經理審査会がやることになるのではないか。並びに計画の変更の場合も審査会がタッチすることになるのです。

○中村(重)委員 もちろん私の言う責任といふのは行政責任といふ意味ではないのであって、この再建計画の中で持つていただき、そういう真摯な企業努力をした企業に対しまして、また将来

の経理審査会といふのが労使関係といふものを乗り越えて、いわゆる管理体制といふものを強めていく

ということにもなる危険性がないかどうかといふことを多少配したわけですねけれども、労使関係といふものはこれは当然再建計画の対象にはなります。

○中村(重)委員 会社更生法によるところの更生法といふものがこれには相当強大なものになつてくる

であろう、こう思ふ。したがつて石炭局長は、それは行政機関でありますから、何といふんですか、そり机上計画なんといふ形で押していこうといふことはしないと思いますけれども、えてして

こういう委員会といふものは机上プランで形式主義といふような形で強引にこれを推進していくところ

によるところのいわゆる更生会社といふものと事実上違つといふ点はどういうことになりますか。

○中村(重)委員 その点の不安は解消したわけです。ところがいろいろな面について再建整備計画の対象となつてしま

りますと、制約といふものが加えられてくるであります。

○中村(重)委員 あらうことなどが想像できるわけですが、会社更生法によるところのいわゆる更生会社といふものと事実上違つといふ点はどういうことになりますか。

○中村(重)委員 その点は変わらない。更生会社の場合は、これは清算人といふものがあらゆる努力をしてこの再建をはかつていかなければならぬわけですから、その点は変わらないわ

けですね。

○中村(重)委員 そこでお尋ねしますが、そういうことで企業努力をやつた企業は經營が立ち直ってきた、利益を計上するということになる。それは一定額につい

てはこれを国庫に納付させるということにはならないけれども、一定額を上回る場合についてはこ

れを国庫に納付させるということになつてくるわけですね。それは当然であらうといふようにも考

えられるけれども、また一方から見ると、これが企業努力といふもののむしろ足を引つぱつてくる

といふ結果にもならないとは言えないと私は思うのです。この点についてはずいぶん配慮されたところであらうと思うのですが、まずあなたのお考え方をひとつ聞かせていただきたいと思

て、そのままやつていきますとなかなか簡単に立てきれない、赤字の累増だけであるというような場合に、どのようにすれば企業としての安定がはかり得るか、これには政府の助成ももちろん前提にはなりませんしょけれども、政府の助成だけでな

しに、経営者としても、まだ不要不急の資産を処分する問題だとか、あるいは資本金を増加して自

己資本を充実する手段が残されておれば、そういう手段も講じなければいかぬし、あるいは生産

体制をもつと充実させていくという問題もあります。

○中村(重)委員 それで、裁判所が関係をして更生計画を立てさせることだと思いますが、私どもの

立派な考え方をひつ聞かせていただきたいと思

○井上(亮)政府委員 第六条に「利益を計上した場合の納付金」というような規定があるわけですが、ます基本的には先生が御指摘になりざいます。

ましたように、異常な企業努力をして収益性を高めてきたというような場合に、政府が政府の措置によって、企業努力を阻害しないような配慮が必要ではないかという御質問でございますが、先ほど三原先生からも同様趣旨の質問があつたかと思ひます。私どもその点については、運用するものとして、当然そういう不合理なことのないような配慮をしなければいかぬというふうに考えております。ただ第六条で規定しております「利益を計上した場合の納付金」といいますのは、二点触れておりますが、一つはもう過去の累積赤字が全部なくなつちやつた、健全財政、健全財務計画を作り出しておりますが、一つはもう過去の累積赤字が全部なくなつちやつた、健全財政、健全財務計画を作り出しても、いわゆる退職金にしても積み立てるべきものは全部積み立て、それから異常なものは全部として、全部そういう健全財政の経理を行なつて、なおかつ異常債務が全部きれいになつちやつたといふ場合には、やはり一定の利益——全部とは言いませんが、利益のうち一定基準以上のものについてはそれを国庫に納付していただくといふ規定でございまして、しかもこれは終わりましてから、第二項では十年間の元利均等償還、政府については十二年ですが、それを終わりましてから五年周のみ返してもらうというような規定もございまして、その後におきましてはこれは卒業生になるわけですから、そういう制約は全くなくなるというような体系にいたしておるわけでございます。しかしそれにせよ先生の御質問、御懸念はごもっともだと思いますので、そういう御懸念を生じさせないような運用を十分やつていみたいといふふうに考えております。

○中村(重)委員 努力をした——これは経営者も同時に經營努力をやる、労働者も努力をするわけですが、努力をしても労働者にはその成果ははね返つてこないということになつてくるとやはり問題がある。そうした労使ともに努力をしていく。

しかし労働者の条件というものは、これは炭鉱の場合におきましたては、その類似の産業と比較いたしまして、賃金の問題その他の条件においてきわめて悪いということだけははつきりしておる。そこで努力をやつた。そして利益を計上することになったという場合、単にこれを国庫に一定額以上納付しろというだけではなくて、労働者に対する特別な配分というようなものが当然考慮されてしまうのではないかと私は思ひます。その点に対してもどのようにお考えになつておりますか。

○井上(亮)政府委員 ごもつともな御質問でございまして、経営が非常に好転いたしまして、特に累積赤字等も全部解消したといふような経営改善が見込まれました場合には、当然利益を計上する前に、やはりこれは労使の話し合いによりまして——これはあくまでも政府の関与すべきことであります。それは労使の話し合いによりまして、労使条件の改善とか賃金問題とかいうような点について妥当な配慮をして、その上で利益を計上すべきものと私は考えております。

○中村(重)委員 あなたのほうの法律案の冒頭に書いておりますように「この法律は、急激かつ大規模な合理化が行なわれたことにより生じた石炭鉱業の過重な負担を軽減するための措置を講ずることにより、石炭鉱業の再建築備を図り、もつて将来にわたり国民経済における石炭鉱業の使命を遂行させることを目的とする」こうなつておられるという形になるのかどうか、その点を聞いておきます。

○井上(亮)政府委員 まず元利均等償還契約を結ぶます。その契約を解除する条件といたしましては、その前に政府といたしましては、いきなり解釈がついておられます。それで補助が打ち切られるという形になるのかどうか、その点を聞いておきます。

○中村(重)委員 第九条を見させていただきますと、第一項はこれは石炭鉱業といふものが異常な状態におひいてきた。こういうこととなんだから、この再建築備措置によつて利益を計上するようになつた場合に、当然これを国庫に納付をしなければならないのだということになつてくると、先ほど私が申し上げたまつた場合には将来にわたつて解除する。第二項は、非常に経理内容が優秀なものになつてもう完全な自立体制になつた場合には補給契約を解除できる。三項目が十五条の規定、これは勧告でござりますが、通産大臣の勧告に従わないときにはその補給契約を解除するといふ法体系にいたしてお

支とんとんといふ形であればいいじゃないかとかいろいろなことが出てくるあります。しかし、あるいは罰則の問題もあるわけですから、虚偽の申告とかいろいろな問題、いわゆる作戦的なことが出でることなどは言えないのではないか。

私はそういう点に対する配慮というものがなければならぬと思うのです。そこでいま一つ、いま私が申し上げました虚偽の申告等に對しては罰則規定といふものがある。ところが罰則を受けたといふ場合に、この契約を解除されるといふことになるのかどうか、その点はどうなつか。

○中村(重)委員 私が言つたよろしい意味の罰則はあります。それは三項のみでございません。ここにありますのは三項のみでございません。この申告等に對しては罰則規定といふものがある。導もしないで、ただきなり勧告だけで切つてしまふ。指導と勧告をいたしたい。

それから最後に、第三項に、要するにこれは経

営が当然この中に入ると思ひます。指導勧告、指導勧告に關連いたすわけでございますが、これに違反しておるといふような場合にはその計画を直しなさい、というような勧告をするわけでございますから、それ以外のものについては保証契約の打ち切りの対象にはしないという方針にいたしておられます。

○中村(重)委員 十八条については打ち切りの対象にはしないということはこれでわかつたわけでございませんが、労使の話し合いによりまして、労使条件の改善とか賃金問題とかいうような点について妥当な配慮をして、その上で利益を計上すべきものと私は考えております。

○中村(重)委員 あなたほどの法律案の冒頭に書いておりますように「この法律は、急激かつ大規模な合理化が行なわれたことにより生じた石炭

鉱業の過重な負担を軽減するための措置を講ずることにより、石炭鉱業の再建築備を図り、もつて将来にわたり国民経済における石炭鉱業の使命を遂行させることを目的とする」こうなつておられるという形になるのかどうか、その点を聞いておきます。

○井上(亮)政府委員 まず元利均等償還契約を結びます。その契約を解除する条件といたしましては、その前に政府といたしましては、いきなり解釈がついておられます。それで補助が打ち切られるという形になるのかどうか、その点を聞いておきます。

○中村(重)委員 第九条を見させていただきますと、第一項はこれは石炭鉱業といふものが異常な状態におひいてきた。こういうこととなんだから、この再建築備措置によつて利益を計上するようになつた場合に、当然これを国庫に納付をしなければならないのだということになつてくると、先ほど私が申し上げたまつた場合には将来にわたつて解除する。第二項は、非常に経理内容が優秀なものになつてもう完

全な自立体制になつた場合には補給契約を解除できる。三項目が十五条の規定、これは勧告でござりますが、通産大臣の勧告に従わないときにはその補給契約を解除するといふ法体系にいたしてお

らつたということになるのだ。現在の石炭鉱業の状況、いわゆる経理状況といふものはわかり過ぎるくらいにわかっている。なるほど担保もある。しかしその担保といふものは經營が苦しくなったからといって直ちに執行できるものではないわけなんだ。だから國が保証される、均等償還されるということは、銀行としては非常に助かるわけなんですね。私は、あなたが先ほど御答弁になつたようなことではなくて、むしろ金融機関救済の色彩というものが非常に強いといふように考えていい。だから五分の金利まで保証する、ましてや契約解除になつた、そして財産処分という形には進むのだけれども、そこで損失があつた場合には、二分の一を國が保証するといふまでの必要があるかどうかといふことが一点考えられる。

いま一つは、金融機関以外に、中小企業であるとかその他の弱い立場の債権者といふ者の債権保全といふことに対するはどのようにお考えになつておられるのか。そいちらの關係といふものをひとつ明らかにしてもらいたい。

○井上(亮)政府委員 損失の補償の問題でござりますが、これは先ほどもお答えいたしましたよ

うに、今日の石炭鉱業の現状は先生もよく御存じのとおり、普通の状態にしておきます場合、從来程度の政府の助成策を前提にして放置しておきましめた場合には、おそらくほとんどの企業に対して、大手といわず、中はもちろんございますが、金を貸さないのではないか。これは私ども数年前から日ごろ非常に苦しんでおるわけでございます。率直に言えどもほとんど貸す意思がないのではないかといふふうに考えております。

そこで、今後私企業として石炭鉱業を再建させることを私どもに申しているといふような状況でいかといふふうに考えております。

用いたわけでございますが、この措置はあくまでも石炭鉱業に対する助成でございます。これだ

けの措置を金融機関にいたしますけれども、同時に私どもはこの再建計画の作成に際しましては、同時にわたる計画をつくるわけでございますが、からといつて直ちに執行できるものではないわけなんんだ。だから國が保証される、均等償還されるということは、銀行としては非常に助かるわけなんですね。私は、あなたが先ほど御答弁になつたようなことではなくて、むしろ金融機関救済の色彩といふものが非常に強いといふように考えていい。だから五分の金利まで保証する、ましてや契約解除になつた、そして財産処分という形には進むのだけれども、そこで損失があつた場合には、二分の一を國が保証するといふまでの必要があるかどうかといふことが一点考えられる。

ければならぬ。今度はコストが引き上げられることによる条件と、いうのが出てくるわけですよ。過去の問題に対しても、それはなるほどこの措置を講ずることによってコストダウンすることになるかもしれません。しかしながら、今度はまた新たなそういうことにもつと抜本的な対策といふものを講じなかつた経営が苦しくなるところの条件と、いうものが出てくるということになるわけですね。だから、なぜにもつと抜本的な対策といふものを講じなかつたのかということに対する私は強い不満と疑問を持つわけですが、その点はどのようにあなたはお考えになりますか。

○井上(亮)政府委員 私の考え方は、先生の御質問の冒頭で今回の抜本対策、これは単に本日御審議をいただいております再建整備法に関する助成策だけではなくて、そのほかに、冒頭申しましたように幾つかのいろいろなきめこまかい助成策が並行的にあるわけでございまして、それに先ほども触れましたが、私が今日頭を痛めておる需要確保策、こういうものを十分やつしていくといふことでございますならば、私は少なくとも昭和四十五年ごろまでに相当改善されていくという確信を持っておるわけでございます。なお、その裏づけとしましては、ただ口だけではなくて、特別会計による財政措置についての保証担保もあるわけでございますが、あとはこの膨大な国の石炭産業に与えようとする助成原資をどのように有効に使っていくかということにかかるのではないか。その助成の柱としては幾つかできてるわけでござりますから、成否はそこからかっておるといふうに考えておりまして、私は基本的には先生と違いまして、そういう悲観論を持つております。根本的には相当強気でございます。ただし私ども努力は今後とももちろん——先ほど言いましたように、需要確保の点についても十分さらには努力していかなければいかぬ点がたくさんござりますから、必ずしも手放しの楽観論ではございませんけれども、そういう努力を——政府と業界との双方、それぞの努力が積み重なれば私はそんな悲観すべきではないといふふうに考えております。

○中村(重)委員 それはあなたの自信のほどはわゆる三度目の正直だ、この最終安定期に対する答申を求めたんだ。これならばいけるんだとお答えになるが、いけようはずがないじゃないかといふことを私は言うのです。これは先ほど三原委員がどういうふうに御質問なさったか知らないが、委員会が開かれる前は同じような考え方だった……。これだってまだある、抜本対策といふものはある、手をつけなければならぬことがある。まずそれを先につけなさいと、こう言う。

それともう一つは、大体この内容を見ても、提案理由も私読んでみたんだ。いいですか。「この肩がわり措置は、現在の石炭鉱業の危機が特に資金経理面の悪化に集約的にあらわれており、過去の資金経理面における過重なる負担を取り除かなければなりませんが、私が今日頭を痛めておる需要確保策、こういうものを十分やつしていくといふことでございますならば、私は少なくとも昭和四十五年ごろまでに相当改善されていくという確信を持っていますが、成否はそこからかっておるといふうに、その裏づけとしましては、ただ口だけではなくて、特別会計による財政措置についての保証担保もあるわけでございますが、あとはこの膨大な国の石炭産業に与えようとする助成原資をどのように有効に使っていくかということにかかるのではないか。その助成の柱としては幾つかできてるわけでござりますから、成否はそこからかっておるといふうに考えておりまして、私は基本的には先生と違いまして、そういう悲観論を持つております。根本的には相当強気でございます。ただし私ども努力は今後とももちろん——先ほど言いましたように、需要確保の点についても十分さらには努力していかなければいかぬ点がたくさんござりますから、必ずしも手放しの楽観論ではございませんけれども、そういう努力を——政府と業界との双方、それぞの努力が積み重なれば私はそんな悲観すべきではないといふふうに考えております。

ばならぬ。何一つないじゃないか。反省ないです。

○中村(重)委員 時間がだいぶ過ぎましたから終りますが、この再建整備計画の実施と再建炭鉱との関係というのを最後に一点伺つておきたい。

よ。

○井上(亮)政府委員 私が三原先生の御質問に対する提案理由の趣旨で書いたために、資金経理面を強調した表現に相なつております。しかし石炭対策とされた提案理由は、この再建整備法に対する提案理由をしたときにも申し上げましたが、ちょうど先ほど先生そのとき御出席になつていなかつた……。これだけである、抜本対策といふものはある、手をつけなければならぬことがある。

私は、やはり今日の石炭鉱業の危機という点から申しますと、大きく分けて三つの觀点があつらうと思います。その第一はやはり何といつても私企業を通してやります場合に、会社が倒産してしまふといふことになれば資源の喪失になりますから、まずその資金経理面の改善といふことがござります。しかし第二の問題としては、いかに会社を考へている。大体いまのうちに石炭産業が斜陽化してきた。労働者が山を去っていくといふのは何によっているのか。いわゆる生産優先、保安軽視、人間の命を大切にしてないところの、いわゆる人間スクラップ政策といふものが石炭鉱業を今日の状態に追い込んできた。その反省なんといふものはちつとも提案理由の中にありやしないじゃないか。また対策としても何一つ出ていない。これを石炭の井上と言われるあなたが、保安は労働省じゃ、これは労働省にわれわれやれと言ふんだけれども、やらないのだが、これは別の局がやるのだといふことではおさまらぬと思ふ。これが石炭の井上と言われるあなたが、保安がやるのだと、いふことではおさまらぬと思うのですね。通産省に保安を置けとあなたは言ふならば、言いふると石炭局に置けといふことにあつたが、そういうふうな態度をとりましたのも、やはり今日最も大事な一つが労務者の定着政策である。ちゃんと脱線をするかもしれません

○中村(重)委員 今日御指摘がありましたように、四社ばかりがいわゆる再建資金の融資を受けておる企業でござります。その再建資金の融資を受けている企業を通称再建会社と称しておるわが一応経理面でやつていただける体制になつても、しがたがつて生産もある程度上がるといったしまして、それから第三には、私は先ほど申し上げたわけですが、労働者の定着政策、これがやはり三本柱の一本である大事な要素であるといふことを先ほど強調したわけでござります。順序は一、二、三と申しましたが、その順序は別にございません。いずれも大事な三本柱でございまして、特に今日の状況では、へたをすれば労務倒産のおそれのある企業もあるわけでござります。順序は別にございませんが、その順序は別にございません。いふ意味でも労務者の定着政策といふことについては、まだ対策としても何一つ出ていない。私もしばら異常な懸念を持つておるわけでもございまして、今度石炭鉱業審議会の年金小委員会で、経営者の反対を押し切つて今まで年金制度を改めたときにいまつぶれてしまふといふことを防ぐために、再建資金の融資と、いうことをやるわけでござります。御承知のようにそういう制度にておるわけでござります。それはまあケースバイケース、そういう特別措置を講じて、できるだけ炭量をたくさん持ちながら、また労務者をたく

さんかかえながら、不幸にして倒産するというとのないような措置を今後とも続けていきたいということでおざいます。再建整備計画としては同じでござります。

○中村(重)委員 その点は関係の同僚委員からあとでまた意見の表明がありましようから、その程度にいたしておきます。

それからこの後のスクラップの見通しですね。これと関連して離職者の発生の見込み、それから生産率と平均年齢といふものが老齢化していくであろうと思うのですが、それらに対して再建計画との関連でもつてどのようにお考えになつておられるか。

○井上(亮)政府委員 今後の生産能率、生産計画等につきましては、先ほど申しましたように、ただいまこの法案と並行的に個別検討に入つておるわけですが、大体長期的に見まして一応昭和四十五年度までをいま精査いたしております。それ以後昭和五十年までは、これは見通し計画といふ形で検討いたしておるわけでござりますが、今後十年間にわたつて出炭規模は大体五千万トン程度、五千万トンから五千二百万トン程度の間といふふうな考え方で見通しを立てております。またその生産が可能になるような助成策、資金計画等を考えておるわけでござります。能率につきましては、これは各山によりましていろいろ今後の状況が違うわけでございますが、一年間ないしは十年間に能率は相当向上していると応本年度にきましました出炭能率、これをスタートいたしまして、ほとんど全部の企業が今後五年間程度は相當あるのではないかと、いうふうに考えております。逐年少しずつ減つていくかも知れません。あるいは大手の山がつぶれます場合には、なお労務者につきましては、閉山等も今後五年

間程度は相当あるのではないかと、いうふうに考えております。逐年少しずつ減つていくかも知れません。あるいは大手の山がつぶれます場合には、なんけれども、傾向としては、今後閉山規模は逐年減少していく、まあ五年間程度は少なくとも閉山問題が起こるのではないか。それで五年間以後に

おきましては全然見通しがないといふことも言いませんけれども、私は五年間に相当そりつた整備が完了いたしまして、それ以後におきましては

あまり閉山騒ぎはないのではないか、まあ私の立場から言えば資源産業を守つていくといふ意味があつて、切るに切れない態勢で、何としてもやはり安定供給あるいは安全保障等の見地から維持しなければいかぬ山だけになっていくのではないかと

かといふふうに考えておりますので、大体今後の計画につきましてもそのような見通しを持つております。

○中村(重)委員 その五年間の間におけるスクラップ計画といふ点も伺いたいのです。同時にビルトド計画といふものですね、積極的な面からひとつ伺つておきたい。

○井上(亮)政府委員 今後五カ年のスクラップの見通し計画といふのはありません。私は殺すといふことはいたしません。ただ見通し計画といふものと、それからビルトド計画、これは先生おつしやるところ自然スクラップもある反面、相当思い切つたビルトド政策が行なわれますので、相当の投資をしていかなければならぬわけでござります。それらの内容につきましては、申し上げてもいいわけですが、ただ、やや資料が古くなつております。またその生産が可能になるような助成策、資金計画等を考えておるわけでござります。能率につきましては、これは各山によりましていろいろ今後の状況が違うわけでございますが、一年間ないしは十年間に能率は相当向上していると応本年度にきましました出炭能率、これをスタートいたしまして、ほとんど全部の企業が今後五年間程度は相当あるのではないかと、いうふうに考えております。

○中村(重)委員 最後に、この措置とは直接関係ないけれども、離職者対策についてどうお考えになつておられるのか。それから離職者対策についてどうお考えになつておられるのか。それから産炭地崎戸は御承

認決定をいたします際、答申の際の、今後の設備投資計画なり近代化計画といふようなものは、詳

細ものは当時あるわけでございますし、それからスクラップ計画につきましては、当時の想定といたしましては、大体四十五年度までに、四十一

年度を含めて——四十一年度は三百万トン余りですが、これを含めて八百万トン程度といふ計画が

もう本日は四十二年になつておりますから、そ

んなものはございません。といふふうな見通しを

おきましては全然見通しがないといふことも言いませんけれども、私は五年間に相当そりつた整備が完了いたしまして、それ以後におきましては

あまり閉山騒ぎはないのではないか、まあ私の立場から言えば資源産業を守つていくといふ意味があつて、切るに切れない態勢で、何としてもやはり安定供給あるいは安全保障等の見地から維持しなければいかぬ山だけになっていくのではないかと

かといふふうに考えておりますので、大体今後の計画につきましてもそのような見通しを持つております。

○中村(重)委員 最後に、この措置とは直接関係ないけれども、離職者対策についてどうお考えになつておられるのか。それから離職者対策についてどうお考えになつておられるのか。それから産炭地崎戸は御承認決定をいたします際、答申の際の、今後の設備投資計画なり近代化計画といふようなものは、詳

細ものは当時あるわけでございますし、それからスクラップ計画につきましては、当時の想定といたしましては、大体四十五年度までに、四十一

年度を含めて——四十一年度は三百万トン余りですが、おそらく産炭地振興等の問題があるわけでございますが、これが会社側としましても労働組合と十分話し合いを続けておりますが、大体私ども今日考へておりますのは、本

年段階的に縮小して今日にきておるわけでござりますが、大体私ども今日考へておりますのは、本

て、あそこまでできるだけのことを考えていただきたい
といらうに思います。

○中村(重)委員 離島といつても、崎戸大橋がで
きまして、大島と崎戸は結ばれるわけです。そ
ういうことから考えてみまして、あなたがお答えの
とおり、鉄筋コンクリートの相当りっぱな住宅施
設その他があるわけです。これを三菱鎌業がこわ
して持つていつたて何の役にも立たないわけで
すから、これをただでも使う者がいなかという
ようなことも、これは眞実の気持を語つておると
私は思う。しかし、いざれにしても、国としても
離島振興、という立場から相当の資金を投じてお
る。三菱鎌業としてもあれほどおりっぱな施設を
そのまま放置することもどんなんものであらう。ま
た炭鉱離職者も、あなたもお考えになるように配
置転換を希望してない。六百数十名であります
が、できればあそこで産炭地振興のため適當な施
策を、國なり三菱鎌業あるいは地方自治体と話し
合いをしてもらって、何か講じてもらいたいとい
う希望が非常に強いわけでございますから、そ
ういう事情を三菱鎌業あるいは労働者並びに関係の
方面とも十分話し合いをされて、適切な措置を講
じてもらいたいということを強く要請をしておき
たいと思います。

なおまだいろいろお尋ねをしたいことがあります
が、基本問題その他具体的問題につきまして一
応質問を保留いたしまして、きょうはこれで終わ
ります。

○多賀谷委員長 本日は、これにて散会いたしま
す。

午後一時十八分散会

昭和四十二年五月十六日印刷

昭和四十二年五月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局